

答 申 第 930 号
令和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年5月10日付け神企政第160号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

- 1 下記の新たな類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

別紙 「個人情報を目的外に利用又は提供することについて」(第9条第1項第4号)
の類型 19

- 2 運用にあたり、これらの類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

個人情報を利用又は提供することについて
(第9条第1項第4号)

別紙
答申 930

	類 型	理 由
19	<p>(統計分析のための特定除外個人情報の保存・蓄積)</p> <p>経済社会構造の急速な変化に適時対応して、エビデンスに基づく効果的な政策形成を図るため、実施機関(市長)が設置し管理するデータ連携基盤に特定除外個人情報を保存・蓄積し、統計作成及び分析することを目的として、当該実施機関(市長)が特定除外個人情報を利用し、又は、他の実施機関が特定除外個人情報を提供するとき。</p> <p>ただし、データ連携基盤に蓄積されたデータへのアクセスは、当該実施機関(市長)が指名する職員に限定し、かつデータの再識別化又は第三者への提供をしてはならないものとする。</p>	<p>直面するさまざまな行政課題に対して、エビデンスに基づく政策形成を推進するために、各業務システムのデータを経年的に保存・蓄積し、複合的に分析することが、今後の行政課題に応じた合理的かつ質の高い政策形成に繋がると認められるため。</p>